

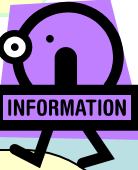
北海道障がい者条例を

平成22年4月から全面施行しました。

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（略称：北海道障がい者条例）は、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。

これは、障がいのある方だけに関わるのではなく、
「障がいのある人が当たり前にくらせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考えの下、道民みなさまのご理解、ご協力を得ながら、地域づくりを進めていきます。

◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策の柱は3つです。



1 障がいのある方の暮らしやすい「地域づくり」を進めます

地域で暮らす障がいのある方の困りごとをしっかりと受けとめ、ニーズに沿った支援につなげるための地域における支援体制づくりなどを進めようとする市町村の取組みを支援するため、「地域づくりガイドライン」を作成しました。

また、専門的な立場から助言などを行う「地域づくりコーディネーター」を障がい福祉計画の21の圏域ごとに配置しています。



2 地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します

地域で働くことに挑戦しようとする障がい者やその障がい者を支える企業、サービス事業所などを応援するため、「新・北海道働く障がい者応援プラン」に基づく様々な取組を進めます。



3 障がいのある方の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます

「地域づくり委員会」を14圏域ごとに設置し、障がいのあることを理由とした虐待や差別、市町村だけでは解決の困難な様々な暮らしづらさについて、中立公平な立場から関係者との話し合いや必要があれば立入調査、改善指導などを行うことにより、これらの解消に努めます。



◆ 条例に基づく取り組みを進めるため、次のような支援体制をつくります。

～北海道障がい者条例に基づく関係組織等～

